

## 地震災害対策計画の主な修正内容（案）

地震災害対策計画での修正  
風水害等対策計画も含めた修正  
大規模事故災害対策計画も含めた修正  
風水害等、大規模事故災害対策計画も含めた修正

区 分	主 な 内 容	本文該当箇所 ----- 検証名等
災害予防 計画		
1 基本方針	<p style="text-align: center;"><u>地震防災対策の実施に関する目標の明確化</u> <b>【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定地震による被害を軽減するため、国の地震防災戦略や県地域防災計画の被害想定等を踏まえ、県等は、地震防災対策の実施に関する目標を明確にした推進プログラム等を作成するよう努めることを記載。</li> </ul>	第2編1章 ・ 計画
2 災害応急 対策への備 えの充実		
(1) 研修・訓 練の実施	<p style="text-align: center;"><u>各種防災訓練の充実【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域と学校が連携し、「1.17 は忘れない」地域防災訓練をすべての小中学校で実施することを記載。</li> <li>・ 県（県民局）は、市町等と連携して防潮扉等の閉鎖体制の確立、住民の津波避難の意識啓発等を目的とした津波防災訓練を実施することを記載。</li> <li>・ 県及び市町等は、防災訓練の実施や防災知識の普及にあたっては、災害時要援護者への的確な対応や男女のニーズの違い等に十分配慮することを記載。</li> <li>・ 訓練の内容として、災害ボランティアの受入訓練や災害時要援護者への情報伝達・避難誘導訓練等についても新たに記載。</li> <li>・ 地域、学校、職場等での訓練について、被害減少のための予防的な取り組みや避難勧告等の際しての的確な行動等につながるよう、内容の工夫に努めることを記載。</li> </ul>	第2編2章 2節 ・ 復興検証 ・ 計画

<p>(2) 広域防災体制の確立</p>	<p><u>県と新潟県との防災相互応援協定の締結【新規】</u>  大規模災害や広域的な災害に対し、他県と協力して対処するため、新潟県との間で締結した協定について記載。  〔締結日：平成17年10月23日  内容： 災害応急措置に必要な物資、資機材、職員の派遣等  平常時からの共同研究・人材交流などの防災協力〕</p> <p><u>防災体制等の標準化の促進【新規】</u>  ・ 県は、災害時の迅速、円滑な連携に資するため、防災体制や装備・資機材等の規格の標準化について検討することを記載。</p>	<p>第2編2章  3節  ・ 県防災</p> <p>第2編2章  3節  ・ 台風検証  ・ 復興検証</p>
<p>(3) 災害対策拠点の整備・運用</p>	<p><u>災害対策拠点の施設・設備の整備【拡充】</u>  ・ 県、市町は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設における電気室の高所設置、発電機の常備や衛星携帯電話等地震災害への備えの充実について記載。  ・ 災害対策活動の中核拠点である県災害対策センターにおいて、建物の増築と併せ、情報通信機器等の充実を図ることを記載。</p>	<p>第2編2章  4節  ・ 台風検証</p>
<p>(4) 情報通信機器・施設の整備・運用</p>	<p><u>フェニックス防災システムの充実【拡充】</u>  ・ フェニックス防災システムについて、災害情報に係る市町等の入力項目の重要性の区分等による迅速化や実被害から人員・物資の需給推計を行う機能の充実について記載。  〔主な内容〕  ・ 市町の入力項目を数値情報と詳細情報に区分し、それぞれ重要項目を明示  ・ 入力データの集計機能や需給推計結果の履歴管理機能を充実  ・ 被害予測と実被害の数値に基づく人員、物資の需給推計を比較し、追加必要数等を判断できる画面を設定  ・ また、災害総括入力時のポップアップ通知の追加や、インターネットを通じて県民への情報提供を行っていることを記載。</p>	<p>第2編2章  5節  ・ 台風検証</p>

	<p style="text-align: center;"><b>ヘリコプターテレビ電送システムの構築【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の被害情報収集（早期把握）や関係機関間の情報共有を図るため、県は、ヘリコプターテレビ電送システムの整備を進めることを記載。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>地上デジタル放送の活用推進【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、放送事業者や市町等と共同して、防災情報等の迅速な提供を行うシステムの実用化を目指した実証実験を推進することを記載。</li> <li>地上デジタル放送を活用した避難情報等防災情報の提供システムの検討について記載。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町は、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステム（全国瞬時警報システム等）の構築に努めることを記載。</li> </ul>	<p>第2編2章 5節 ・県防災</p> <p>第2編2章 5節 ・県防災</p> <p>第2編2章 5節 ・計画</p>
<p>(5) 防災拠点の整備</p>	<p style="text-align: center;"><b>県立広域防災センターの整備・運営【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災に関する研修機能や災害時における広域的な救助の拠点機能を持つ県広域防災センターについて記載。 〔開設日：平成16年4月1日〕 〔場所：三木市〕</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>広域防災拠点の全県的整備【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、平成21年度までに広域防災拠点の整備を行うことを記載。 〔整備箇所数：三木全県及びブロック拠点（7箇所）〕</li> </ul>	<p>第2編2章 6節 ・県防災</p> <p>第2編2章 6節 ・県防災</p>
<p>(6) 火災予防対策の推進</p>	<p style="text-align: center;"><b>人命危険対象物の火災予防【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに防火対象物定期点検報告制度について記載。 〔主な内容：点検基準に適合していると認められる防火対象物に防火セーフティマークを表示〕</li> <li>市町は防火安全上の消防法令違反に対する是正促進等を徹底することを記載。 〔対象施設：劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等〕</li> </ul>	<p>第2編2章 7節 ・計画</p>

<p>(7) 災害医療システムの整備</p>	<p><u>機動性のある医療チーム(兵庫県版DMAT)の整備</u>  <b>【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、災害拠点病院救護班を機動性を持つ医療チーム(兵庫県版DMAT)として、県地域防災計画で新たに位置づけ、その派遣要請や運用方法を定めることを記載。 (今年度、県医務課で要領等を作成予定)</li> <li>県は、兵庫県版DMATに対し、トランシーバー、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備することを記載。</li> <li>県は、兵庫県版DMATの特別な訓練を実施することを記載。</li> </ul> <p>DMAT(Disaster Medical Assistance Team)とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。</li> <li>広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。</li> <li>兵庫県版DMATは、日本DMATが概ね48時間以内の活動開始を想定しているのに対し、県内及び近隣府県にて発生した災害等に、より機動的に、より現場に近い場所から医療を提供し、少しでも医療不在の状況を減少させるために組織。</li> </ul> <p><u>がれき救助訓練施設の活用【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町等は、県広域防災センター「がれき救助訓練施設」を整備・活用してレスキューや医療チームの育成を図ることを記載。</li> </ul> <p><u>兵庫県こころのケアセンターの整備・運営</u>  <b>【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害等による心的外傷後ストレス障害等に関する調査研究、研修、相談・治療、情報発信等を行うこころのケアセンターについて記載。        [開設日：平成16年4月1日        場 所：神戸市中央区(神戸東部新都心)]</li> </ul>	<p>第2編2章 9節 ・JR検証</p> <p>第2編2章 9節 ・JR検証</p> <p>第2編2章 9節 ・県防災</p>
<p>(8) 緊急輸送体制の整備</p>	<p><u>消防防災ヘリの運航体制【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2機が常時稼働できるヘリコプターの効率的な運航体制について記載。        [開始時期：平成16年度～        対象：県・神戸市が保有する3機]</li> </ul>	<p>第2編2章 10節 ・県防災</p>

	<p style="text-align: center;"><u>神戸空港の活用【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における航空輸送の新たな拠点として、平成18年2月開港の神戸空港を記載。</li> </ul>	<p>第2編2章 10節 ・その他</p>
<p>(9) 災害時帰宅困難者支援対策の推進（新設）</p>	<p style="text-align: center;"><u>帰宅困難者支援対策の推進【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災時の帰宅困難者対策として、関西広域連携協議会がコンビニエンスストア事業者等と締結した協定の活用（災害時帰宅支援ステーション）等について記載。</li> </ul>	<p>第2編2章 12節 ・県防災</p>
<p>(10) 備蓄体制等の整備</p>	<p style="text-align: center;"><u>県とコンビニエンスストア事業者等との協定の締結【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県がコンビニエンスストア事業者等と災害時の食料や日用品の供給のために締結した協定について記載。</li> </ul>	<p>第2編2章 13節 ・県防災</p>
<p>(11) 家屋被害認定士制度等の整備</p>	<p style="text-align: center;"><u>家屋被害認定調査の迅速化と判定方法の統一化【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、家屋被害認定士を育成するとともに、県内における家屋被害認定の判定方法の統一化を図ることを記載。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〔家屋被害認定士〕</p> <p>役割： 被害調査の実施 被災者等への調査・判定方法等の説明等</p> <p>対象者： 市町職員、県職員、建築及び不動産関係団体の会員</p> </div>	<p>第2編2章 14節 ・復興検証</p>

<p>(12) 廃棄物対策の充実(新設)</p>	<p><u>ごみ処理の事前の備え【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町の廃棄物処理に係る備えについて記載。        内容： 災害廃棄物の処理計画の策定        平時からの仮置場候補地のリストアップ        仮置場における分別・処理の運営体制</li> <li>兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定について記載        協定者： 県、市町        締結日： 平成 17 年 9 月        内容： 廃棄物処理について、県が被災市町の要請を受けて調整に基づく各市町間の相互応援の実施</li> <li>災害時の廃棄物処理に関する応援協定について記載。        協定者： 県、神戸市安全協力会        (社)兵庫県産業廃棄物協会        (社)兵庫県水質保全センター        締結日： 平成 17 年 9 月        内容： 廃棄物処理について県が被災市町の要請を受け各団体に依頼に基づく各団体の被災市町に対する応援の実施</li> </ul>	<p>第 2 編 2 章 1 5 節 ・復興検証 ・台風検証</p>
<p>(13) 災害時要援護者支援対策の充実</p>	<p><u>災害時要援護者支援モデルマニュアル等の作成【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、市町における災害時要援護者支援マニュアル等の作成の徹底を図るため、市町モデルマニュアルの作成や災害時要援護者指針の充実を行うことを記載。</li> </ul> <p><u>市町における災害時要援護者支援体制の整備【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、災害時要援護者の避難支援体制を整備することを記載。        ア 防災担当部局と福祉担当部局との連携        イ 市町と消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携</li> </ul>	<p>第 2 編 2 章 1 6 節 ・台風検証</p> <p>第 2 編 2 章 1 6 節 ・台風検証</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、地域の実情に応じて効果的な災害時要援護者の情報収集・共有に努めることを記載。        情報共有方法： 個人情報保護条例等を踏まえた関係機関共有方式        本人の同意方式 等</li> <li>市町は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有することを記載。</li> <li>市町は一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の作成に努めることを記載。</li> </ul> <p><b>災害時要援護者への情報伝達手段の確保【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び市町は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めることを記載。        例示： 被災障害者に対するファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、文字放送        視覚障害者に対する防災行政無線、広報車等        地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等の活用</li> </ul> <p><b>聴覚障害者向け緊急情報発信システムの構築【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、ひょうご防災ネットと連携した聴覚障害者向け緊急情報発信システムを構築・運営することを記載。        発信方法： あらかじめ登録した携帯電話へのメール発信</li> </ul>	<p>第 2 編 2 章 1 6 節 ・ 台風検証</p> <p>第 2 編 2 章 1 6 節 ・ 復興検証</p>
<p>(14) 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p>	<p><b>災害ボランティア活動支援モデルマニュアルの作成【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、市町における災害ボランティア支援マニュアル等の作成の徹底を図るため、市町モデルマニュアルの作成や災害ボランティア活動支援指針の充実を行うことを記載。</li> </ul> <p><b>災害救援ボランティア用資機材の確保【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町は、ボランティア活動の初動時に必要となる資機材の確保に努めることを記載。        内容： スコップ、じょれん、一輪車等の資機材の備蓄        ホームセンターとの協定の締結</li> </ul>	<p>第 2 編 2 章 1 7 節 ・ 台風検証</p> <p>第 2 編 2 章 1 7 節 ・ 台風検証</p>

	<p align="center"><u>災害救援NPO等との平時からのネットワークづくり【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から、ひょうごボランティアプラザが事務局となり、災害救援NPO団体等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」(仮称)を設置し、平常時から連携を図ることを記載。</li> </ul>	<p>第2編2章 17節 ・台風検証 ・復興検証</p>
<p>(15) 中山間地等の集落散在地域における地震対策(新設)</p>	<p align="center"><u>中山間地等の集落散在地域における地震対策【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町等は、孤立するおそれのある集落について、具体的な対策(情報通信手段の確保、救助・救援体制、自立のための備蓄等)の実施に努めることを記載。        対策例： 通信機器のための非常用電源の確保                  防災関連施設の耐震化                  ヘリコプター離着陸地の選定・確保                  バイク等地域の実情に応じた機動力の確保</li> </ul>	<p>第2編2章 18節 ・計画</p>
<p>(16) 災害対策基金の積立・運用</p>	<p align="center"><u>災害援護基金(居住安定確保事業分)の積立【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法に基づく「居住安定支援制度」が改善されるまでの間、県が同制度を補完する事業にあてるため積み立てる基金について記載。</li> </ul>	<p>第2編2章 20節 ・県防災</p>
<p>3 県民参加による地域防災力の向上 (1) 防災に関する学習等の充実</p>	<p align="center"><u>CGハザードマップの作成・普及【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民が的確に行動できるよう、洪水、土砂災害、高潮、津波による危険度等を記載したCGハザードマップを作成・公開し、広く普及啓発を図ることを記載。        開始時期：平成17年8月～        方法：県ホームページ等        内容：防災情報マップ、防災学習</li> </ul>	<p>第2編3章 1節 ・県防災</p>



	<p><b>最近の災害における避難行動等を踏まえた普及啓発の推進【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関は、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等を踏まえ、正しい防災知識や行動についての普及啓発を行うとともに、災害をイメージする能力を高める防災学習コンテンツの充実に努めることを記載。</li> </ul> <p><b>防災学習に係る多様な媒体の活用【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、インターネットや、印刷媒体はもとより、住民の参画と協働によるハザードマップづくり、出前講座等多様な機会を活用するほか、内容のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることを記載。</li> </ul> <p><b>ひょうご防災リーダー講座の開設【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、地域防災の担い手を育成する「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、修了者による活動促進を図ることを記載。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>開催場所：県立広域防災センター（三木市）      期 間：年間12日間（50時間）      講座内容：災害のメカニズム、防災のしくみ、心肺蘇生法、応急手当・救助方法等</p> </div> <p><b>学校における防災体制・防災教育の充実【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校は、「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実、児童・生徒に対する防災教育を充実するため、次の事項について推進に努めることを記載。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>〔学校防災体制の充実〕      「災害対応マニュアル」の作成      学校が避難所となった場合を想定した訓練等の実施      震災・学校支援チーム(EARTH)を活用するなど、実践的研修や訓練の実施</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <p>〔防災教育の充実〕      緊急時に対応できる能力（スキル）の函養      地域の災害特性を踏まえた効果的な指導の推進      助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方、生き方を考えさせる防災教育の推進</p> </div>	<p>第2編3章 1節 ・ 県防災</p> <p>第2編3章 1節 ・ 県防災</p> <p>第2編3章 1節 ・ 県防災</p> <p>第2編3章 1節 ・ 復興検証</p>
--	--	--

	<p>〔こころのケアの充実〕  教育復興担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実  災害や事件・事故等によりこころのケアの必要が生じた児童・生徒への対応  こころのケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化</p>	
(2) 自主防災組織の育成	<p><u>事業所との連携や女性の参画の促進【拡充】</u>  ・ 自主防災組織の活動にあたっては、事業所の防災組織等との連携強化に努めるとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することを記載。</p>	第2編3章 2節 ・計画 ・県防災
(3) 企業等の地域防災活動への参画促進	<p><u>企業防災の促進【拡充】</u>  ・ 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画（BCP）の作成や地域との連携強化等に努めることを記載。</p> <p>【事業継続計画】  企業が災害時に備え、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画</p>	第2編3章 3節 ・計画
4 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備		
(1) 建築物等の耐震性の確保	<p><u>建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う対策【新規】</u>  ・ 県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行を受け、耐震改修促進計画の作成等を行うことを記載。</p> <p><u>公共施設の耐震化の計画的・効果的实施【拡充】</u>  ・ 県、市町は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施することを記載。</p> <p><u>県立施設の耐震化の推進【拡充】</u>  ・ 県有施設について、平成27年度までに耐震化を図ることについて記載。</p> <p>・ 県立学校について、県立学校耐震化10か年作戦（平成16～25年度）に基づき、耐震化を図ることを記載。</p>	第2編4章 3節 ・計画  第2編4章 3節 ・計画  第2編4章 3節 ・県防災

	<p><b>耐震診断の推進【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震基準の建物の耐震診断を推進するために、平成 17 年度から 5 年間、簡易耐震診断推進事業を実施することを記載。</li> </ul> <p><b>新しい耐震改修工法の普及啓発【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 15 年度から実施している「わが家の耐震改修促進事業」について、補助対象工事として、耐震計画を簡素化して申請できる「ひょうご住宅耐震改修コンペ優良工法方式」などのパッケージ方式を創設したことを記載。</li> </ul> <p><b>重要施設への供給ラインの重点的耐震化【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン事業者は、3 次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努めることを記載。</li> </ul>	<p>第 2 編 4 章 3 節 ・復興検証</p> <p>第 2 編 4 章 3 節 ・復興検証</p> <p>第 2 編 4 章 3 節 ・計画</p>
<p>(2) 交通関係施設の整備</p>	<p><b>道路施設の耐震補強等【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 箇年プログラム」(平成 17 ~ 19 年度)に基づき、19 年度に対象橋梁の 83%の耐震化を目指すことを記載。</li> <li>県は、「新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強 3 箇年プログラム」(平成 17 ~ 19 年度)に基づき、19 年度に対象橋梁の 100%耐震化をめざすことを記載。</li> <li>平成 16 ~ 20 年度において、国・県・市町道 168km の無電柱化を行うことを記載。</li> </ul>	<p>第 2 編 4 章 6 節 ・県防災</p>
<p>(3) ライフライン関係施設の整備</p>	<p><b>県営水道施設等の耐震化の推進【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県営水道用水供給供給事業、工業用水道事業施設の耐震補強について、平成 20 年度までに耐震化率を 100 %とすることを記載。</li> </ul>	<p>第 2 編 4 章 4 節 ・県防災</p>

<p>5 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>(1) ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動（新設）</p>	<p><u>「ひょうご安全の日を定める条例」に基づく活動【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強いライフスタイルを確立するため、「ひょうご安全の日推進県民会議」を推進母体として、県民等による自発的な防災活動の展開を図るとともに、「1.17は忘れない取り組み」を積極的に推進することを記載。</li> </ul>	<p>第2編6章 1節 ・復興検証</p>
<p>(2) 復興10年総括検証・提言事業の成果の発信（新設）</p>	<p><u>復興10年総括検証・提言事業の成果の発信【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15～16年度に実施した復興10年総括検証・提言事業の概要や成果の発信について記載。</li> </ul>	<p>第2編6章 1節 ・復興検証</p>
<p>(3) 国際防災・人道支援拠点の形成</p>	<p><u>国際防災協力の推進【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は、国連防災世界会議の成果として、平成17年5月に設立された国際防災復興協力機構の活動を支援することを記載。</li> <li>・ 県は、災害時の応急対策等の実施に要する資金を国連中央緊急対応基金に拠出するなど、「兵庫行動枠組」の具体化による国際防災協力の推進を図ることを記載。</li> </ul>	<p>第2編6章 4節 ・復興検証</p>
<p>(4) 住宅再建共済制度の推進（新設）</p>	<p><u>住宅再建共済制度の推進【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について記載。</li> </ul>	<p>第2編6章 5節 ・県防災</p>

<p>災害応急 対策計画 (1) 防災関係 機関等との 連携促進</p>	<p><u>県から市町への支援チーム等の派遣【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に被害情報の発信等が困難な市町を支援するとともに、迅速な災害対応に資するため、県は、必要に応じて市町に連絡員や支援チームを派遣し、情報収集や調整等を行うことを記載。</li> </ul>	<p>第3編2章 4節 ・復興検証 ・台風検証</p>
<p>(2) 交通・輸 送対策の実 施</p>	<p><u>県警察本部と日本自動車連盟との放置自動車等の除去に関する覚書【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に緊急通行車両等の通行の妨害となる放置自動車等を迅速に除去することを目的とした、県警察本部と日本自動車連盟との覚書について記載。 〔内容：現場指揮官（警察官）の指示に従い、「JAFロードサービス特別支援隊」がレッカー車等を使い、放置自動車等を移動〕</li> </ul>	<p>第3編3章 3節 ・県防災</p>
<p>(3) 避難対策 の実施</p>	<p><u>避難情報の伝達方法【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、防災行政無線、広報車、インターネット、ファクシミリ、半鐘・サイレン等多様な情報伝達手段を準備、活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報をわかりやすく伝えることを記載。</li> </ul> <p><u>避難生活の環境整備等の避難者対策【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の管理運営に関しては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮することを記載。 〔（例）更衣室や授乳所の確保、トイレや安全確保への配慮等〕</li> </ul>	<p>第3編3章 4節 ・台風検証</p> <p>第3編3章 4節 ・県防災</p>
<p>(4) 住宅の確 保</p>	<p><u>民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の確保【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町は、被災状況や地域の実情に応じて、応急仮設住宅の建設のほか、民間賃貸住宅を借り上げて供給することを記載。</li> </ul>	<p>第3編3章 5節 ・計画</p>
<p>(5) 生活救援 対策の充実</p>	<p><u>救援物資提供における県民、企業等の心得【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めることを記載。</li> </ul>	<p>第3編3章 8節 ・計画</p>

<p>(6) 災害時要 援護者支援 対策の実施</p>	<p><b>避難対策の強化【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、災害時要援護者で自助・共助による対応が困難な者について、重点的に確認するとともに、避難支援計画に沿って、避難誘導が的確になされるよう努めることを記載。</li> <li>市町は、福祉避難所の開設や、旅館、ホテルの避難場所としての借り上げ等、ニーズを踏まえて、多様な避難場所の確保に努めることを記載。</li> <li>市町は、避難所等において、災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応等を行うことを記載。</li> </ul>	<p>第3編3章 9節 ・計画 ・台風検証</p>
<p>(7) 災害情報 等の提供と 相談活動の 実施</p>	<p><b>携帯電話による情報の提供【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町が県民に直接、災害情報等を提供する「ひょうご防災ネット」について記載。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           発信内容：災害情報、避難情報等の緊急情報            発信方法：携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用         </div> </li> </ul> <p><b>外国人県民への情報提供【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町は、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」を整備し、外国人に対して、5言語による災害情報を提供することを記載。</li> </ul> <p><b>放送事業者等との連携強化【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町、放送機関は、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についてあらかじめ定めておくことを記載。</li> <li>市町は、地域メディア（コミュニティFMやCATV）との間で情報提供等に関する協定を締結するなど、連携強化に努めることを記載。</li> </ul>	<p>第3編3章 11節 ・県防災</p> <p>第3編3章 11節 ・復興検証</p> <p>第3編3章 11節 ・台風検証</p>
<p>(8) 災害ボラ ンティアの 派遣・受入 れ</p>	<p><b>県の受入れ体制の充実【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、県災害対策本部で災害ボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局（地方本部）にも担当を設けることを記載。</li> <li>県は、災害ボランティア活動に係る全県的な支援窓口を県社会福祉協議会が運営する県ボランティアプラザに開設し、市町ボランティアセンターの支援等を行うことを記載。</li> </ul> <p><b>市町の受入れ体制の充実【拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町は、市町災害対策本部に災害ボランティアの担当班を設けるとともに、災害ボランティ</li> </ul>	<p>第3編3章 14節 ・台風検証</p> <p>第3編3章 14節</p>

	<p>アの受入・紹介窓口となる市町災害ボランティアセンターを第三者的な機関（市町社会福祉協議会等）と連携して開設し、施設・場所等の提供、職員の派遣等を行うことを記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひょうごボランティアプラザは、市町をはじめ災害ボランティア支援団体等と連携して、市町災害ボランティアセンターの円滑な運営を支援することを記載。</li> </ul> <p><u>災害ボランティアの確保と調整【拡充】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及びひょうごボランティアプラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣やボランティアバスの運行等の支援を行うことを記載。</li> <li>・ 市町は、災害ボランティアと自主防災組織等との連携や円滑な関係づくりに努めることを記載。</li> </ul> <p>（災害ボランティア活動支援の基本スキーム図を掲載）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風検証</li> </ul> <p>第3編3章 14節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風検証</li> </ul>
<p>(9) ライフラインの応急対策の実施</p>	<p><u>兵庫県LPガス防災協会の体制整備【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （社）兵庫県エルピーガス防災協会とラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」について記載。</li> </ul>	<p>第3編3章 17節</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他</li> </ul>

<p>災害復旧 計画 (1) 住宅の復 旧・再建支 援</p>	<p><b>居住安定支援制度補完事業の実施【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の改正により、創設された「居住安定支援制度」を県・市町が共同して補完する事業について記載。</li> </ul> <p>〔居住安定支援制度の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設費本体補完事業</li> <li>小規模災害補完事業</li> <li>年収・年齢要件の緩和</li> <li>全壊世帯による補修への支援</li> </ul> <p><b>兵庫県住宅再建共済制度の創設【新規】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅所有者間の相互扶助による「共助」の仕組みとして、平成 17 年 9 月にスタートした「兵庫県住宅再建共済制度」について記載。</li> </ul> <p>〔兵庫県住宅再建共済制度の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象災害</li> <li>異常な自然現象による被害</li> <li>共済給付金</li> <li>再建等給付金 : 600 万円</li> <li>補修給付金 : 全壊 200 万円、大規模半壊 100 万円、半壊 10 万円、</li> <li>居住確保給付金 : 10 万円</li> </ul>	<p>第 4 編 3 章 ・ 県防災</p> <p>第 4 編 3 章 ・ 県防災</p>
---	--	--



V 東南海・南海地震防災対策推進計画	<u>市町津波災害対応マニュアルの作成指針の作成【新規】</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町における市町津波災害対応マニュアル作成の徹底を図るため、県は、避難勧告・指示の判断基準や情報伝達のあり方を示した市町津波災害対応マニュアル作成指針を作成することを記載。</li> </ul>	第 6 編 4 章 1 節 ・ 県防災
	<u>浸水被害想定調査を踏まえた津波災害対策の重点的推進【新規】</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>県及び関係市町等は、想定津波高さが防波堤高さを大きく上回る地区について、ソフト・ハード両面から重点的に対策を検討・推進することを記載。</li> </ul>	第 6 編 4 章 2 節 ・ 県防災
	<u>E - ディフェンスの利活用【新規】</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、E - ディフェンスを活用し、長周期地震動による超高層建築物等の外壁・家具等への影響の検証をはじめ、減災のための研究を推進することを記載。</li> </ul>	第 6 編 5 章 2 節 ・ 復興検証
	<u>県内超高層建築物の安全性確認【新規】</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、東南海・南海地震に備え、県内の超高層建築物全ての安全性の確認のための方策を検討することを記載。</li> </ul>	第 6 編 5 章 2 節 ・ 県防災
	<u>津波広報プレートの設置【新規】</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、海岸利用者等県民の津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るため、津波広報プレートを平成 17 年度から 3 箇年で設置することを記載。</li> </ul>	第 6 編 6 章 2 節 ・ 県防災
	<u>津波ハザードマップの作成【拡充】</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の津波被害想定調査の結果、浸水の可能性があると考えられた地域を有するすべての沿岸市町は、ハザードマップを作成することを記載。</li> </ul>	第 6 編 6 章 2 節 ・ 県防災